

記載要領

1. 姓名の“韓国語(漢字)”欄には家族関係登録簿に書いてあるお名前を書き、“英文”欄には旅券に書いてある英文のお名前を大文字で書きます。
2. “抹消済住民登録番号”欄には以前に住民登録番号があった申請人のみ書いて下さい。
3. “電話番号”欄には連絡が可能な居留国の国家番号(日本81)-地域番号-電話番号を書き、携帯電話番号は()の中に書きます。
4. “E-mail”欄には中央選挙管理委員会が作成発送する政党・候補者情報資料(模擬選挙用)、模擬選挙に関する案内資料などの受領を希望する方のみ記入します。
5. 本人与否及び登録基準地の正確な確認の為、家族関係登録簿の父・母の姓名を書きます。
6. “登録基準地”欄には家族関係登録簿上の登録基準地(本籍地)を書きます。
7. “国外住所”欄は投票用紙と郵便物を受取られる所で、国名を含めてローマ字又は英文大文字で書きます。もし、“住所”で郵便物を受取ることが出来ない場合は公館を“住所”として指定する事も出来ますが、この場合、住所の記入が違う時は中央選挙管理委員会又は在外投票管理官が職権として修正する事が出来ます。
8. 申請書には旅券コピーと共に大韓民国国民である事を証明するビザコピー、永住権又は長期在留証コピー、居留国の登録原票記載事項証明書の中、一つを必ず添付しなければなりません。“添付書類提出与否”欄の該当書類にマークをします。**添付書類は模擬選挙人募集締め切り日まで提出する事が出来ます。**
9. 複数国籍の方で国籍選択期間中である場合は、ビザ・永住権・長期在留証のコピー又は、居留国の登録原票記載事項証明書の代わりのもので、大韓民国国民である事を証明出来る書類(国籍取得申告事実証明書、国籍保有申告事実証明書、国籍選択申告事実証明書、外国国籍放棄留保確認書、外国国籍放棄確認書、兵籍証明書など)を提出することが出来ます。
10. “署名・捺印”欄には必ずご本人の署名をするか印鑑を捺印して下さい。
11. 「公職選挙法」第218条の5第1項により在外選挙人登録申請は公館にてしなければなりません。太い線で表示された部分は在外公館の在外投票管理官が記入します。